

# 管理の受委託の運用の明確化 特定自動時に必要な運行管理の在り方

---

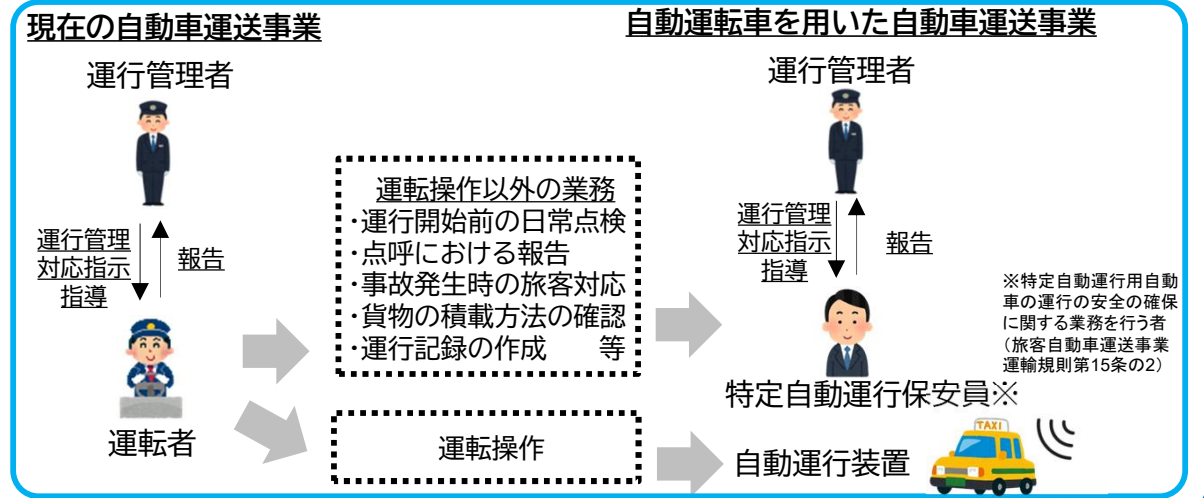
道路交通法の改正を踏まえ、旅客/貨物自動車運送事業者が、従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等について検討し、道路運送法及び貨物自動車運送事業法体系の改正を行った。

## 基本的な考え方①： 運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等の確保

- 運転者が不在となる自動運転車を用いた自動車運送事業においても、これまで運転者が担っていた運転操作以外の業務を確実に実施し、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保する。
- 運転操作以外の業務は、「特定自動運行保安員」が実施する。
- 特定自動運行保安員が遠隔で業務を行う場合には、遠隔地での業務に必要な設備※の設置等を義務付ける。

※車室内外の状況を確認できるカメラやセンサー等

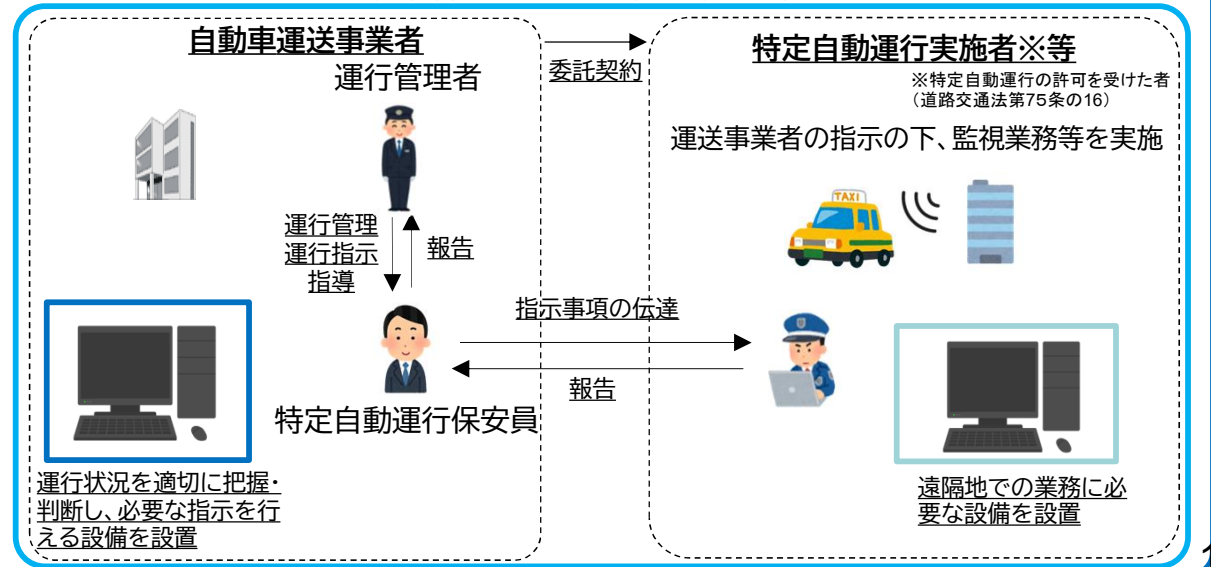
## 運転者が担っていた業務の役割分担イメージ



## 基本的な考え方②： 事業の形態によらない運送事業者の責任

- 運送事業者が、運行状態の監視業務や非常時の対応業務等を契約により外部の者に実施させることとする場合においても、運送事業者の責任の下、関係者の責務や役割分担を明確にした上で、従前と同等の輸送の安全等を確保する。
- 運送事業者が事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握・判断し、必要な指示を行える体制・設備を整備する。
- 被受託者が行う業務において判断が必要な事象が生じた場合には、必ず運送事業者が指示を行うものとする。

## 運送事業者からの監視業務等の委託イメージ



## 管理の受委託の運用の明確化

### ○運送事業の許可を得ていない者への外部委託可能な範囲の明確化

- ・ 現在、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」において、「受託者は、委託者との間で締結した特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る契約に基づく乗降口の扉の開閉や事故時の初動対応等の定型業務を除き、特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る判断及び対応を行わないこと。」としているところである。
- ・ 一方で、特定自動運行のシステム等に応じて、定型業務と整理可能な内容が異なることに留意して、外部委託可能な範囲を明確化するための検討を行う。

### ○許可基準が定められていない特定自動運行に係る管理の受委託の基準の作成

- ・ 現在定められている各種管理の受委託の通達を参考にしながら、委託者、受託者、それぞれに課す要件や受委託に際しての責任の所在について検討を行う。

## 特定自動運行時に必要な運行管理の在り方

### ○特定自動運行を行う際の運行管理者の要件の明確化

- ・ 特定自動運行の実施により、運行管理の形態に変更が生じることが想定される。
- ・ 運行管理の形態については特定自動運行のシステムに応じて異なることに留意して、最適な運行管理者の要件を明確化するための検討を行う。

### 運行管理者の選任

- ・ 運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任する必要。

### 運行管理者の営業所毎の配置基準

- ・ 保有車両39両まで1名、以降40両ごとに1名追加

### 運行管理者の主な業務

- ・ 指導・監督
- ・ 点呼
- ・ 異常気象時における措置
- ・ 事故の記録 等

タクシーだけでなく、バス等他モードの特定自動運行においても、同様の論点が存在。